

## 10．内部質保証

### 1. 現状の説明

- (1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか

#### 【自己点検・評価の実施と結果の公表】

慶應義塾は、平成15（2003）年に教育研究水準の向上を図り、かつ教育研究機関としての社会的使命を達成するために、「慶應義塾点検・評価規程」を制定・施行し、教育研究活動およびその基礎となる諸条件の点検・評価活動を制度的に位置づけた。この「慶應義塾点検・評価規程」の下で、点検・評価実施のための委員会組織として、「慶應義塾点検・評価委員会」（以下「点検・評価委員会」という）を立ち上げ、点検・評価の実務は、全学的な「点検・評価委員会」の下に組織された「点検・評価専門委員会」があたることとした。

慶應義塾は、平成16（2004）年に、「慶應義塾点検・評価規程」に基づくはじめての全学的な点検・評価を実施し、これを『2004（平成16）年度 点検・評価報告書』にまとめて刊行し、外部評価委員による意見も添えて、これを学内外に公表した。

平成20（2008）年には、平成17（2005）年大学基準協会による認証評価時に付された助言を中心に、点検・評価ならびに評価結果に基づく改善状況の検証を行い、その結果を『提言に対する改善報告書』、『慶應義塾大学看護医療学部 完成報告書』にそれぞれまとめ、これを学内外に公表した。

#### 【情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応】

情報公開の内容・方法の適切性について述べれば、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成22年文部科学省令第15号）に基づき、教育研究活動等の情報を「慶應義塾の情報公開」として、ウェブサイトで公表している。公開情報は、次の通りである。

##### A 教育情報

- (1) 学部，学科，課程，研究科，専攻ごとの名称及び教育研究上の目的
- (2) 入学者に関する受入方針，入学者数，収容定員，在学者数，卒業（修了）者数，進学者数，就職者数
- (3) 授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業計画（シラバス又は年間授業計画の概要）
- (4) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準（必修・選択・自由科目別の必要単位修得数及び取得可能学位）
- (5) 学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援  
慶應義塾大学の各種学生支援
- (6) 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報  
慶應義塾大学の各学部・研究科で学ぶことができる内容
- (7) 専任教員数  
慶應義塾大学の専任教員数
- (8) 授業料，入学料その他の大学等が徴収する費用

- (9) 教員組織，各教員が有する学位および業績  
慶應義塾大学の教員組織について
- (10) 校地・校舎等の施設その他の学生の教育研究環境  
慶應義塾大学の各キャンパスの情報

#### B 経営・財務情報

- (1) 事業報告書（慶應義塾の活動と財務状況）
- (2) 財務情報（慶應義塾の財務状況〔予算書・決算書〕）

そのほか，基礎データとして，慶應義塾大学の学生数，一貫教育校（小・中・高）の生徒数・児童数および慶應義塾の根本規則である規約をウェブサイトで公開している。

情報公開請求に対しては，次のように対応している。学事に係る情報公開請求については，学生部（学生課）を窓口に対応している。学生から成績評語の疑義についての問い合わせがある場合，提出された質問用紙を科目担当教員へ送付し，回答を学生に返信している。学部一般入試入学試験成績の情報公開（開示）請求の方法は，入学試験要項ならびにウェブサイトで開催されており，開示を希望する者（一般入学試験不合格者）は，携帯電話またはパソコンから申請し，申請が受理された者に対して受験した科目の素点を通知している（学部によって開示の時期と開示される内容が異なる）。個人情報に関する開示請求については，「慶應義塾個人情報保護規程」に基づき，本人から開示請求を受けたときは，遅滞なく，当該本人が識別される個人情報を開示している。

（2） 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

#### 【内部質保証の方針と手続の明確化】

慶應義塾では，「事業計画--基本方針と大綱」に基づき，年度単位に事業計画の具体化を図っている。基本方針は，教育・研究・医療などの充実・発展のため，慶應義塾が目指す経営指針と位置づけられるもので，次の3つの方針を掲げている（平成23〔2011〕年度）。

- (1) 教育・研究・医療について，その質の向上を図ること
- (2) 教育・研究・医療の各側面において，社会の構造変化（国際化，少子高齢化，IT化，地球環境の変化など）に応じ，社会にさらに貢献できるよう義塾のあり方を検討し，必要と考えられる変革を進めること
- (3) その前提として，義塾財政をさらに改善すること

基本方針を実現するための行動指針として大綱を定めている。大綱は，教育，研究，医療の質の維持・向上に向けた事業年度の具体的な行動規範（目標）と位置づけられ，以下の6項目からなる（平成23〔2011〕年度）。

- 国内外から優秀な学生が集まる学塾を構築し，日本国内のさまざまな地域ならびに国際社会で活躍し貢献する人材の育成に努めること
- 研究における質のいっそうの向上のため，研究体制の充実・強化（再編と見直し）を進めること

大学病院の経営改革を推進するとともに、医療環境を向上・充実させ、世界に冠たる大学病院の構築を旨とすること

学生、生徒、患者、教職員等の安全の確保のため、老朽化施設の建て替えを推進するとともに、キャンパス環境の改善・充実に努めること

教育や研究における各キャンパス間・学部間・研究科間の連携、および国内外の大学やその他の研究機関との連携の充実に努めること、そうした内外の連携を可能とする塾内インフラ整備を行い、分散と集中の両面から効率化を図ること

学生、生徒、教職員等の健康管理の充実に努めること

以上の行動規範（目標）を毎年度事業計画として具体化し、事業の概要・進捗状況を事業報告にとりまとめ、広く社会に公開し、学校法人として適正かつ健全な運営をはかっている。

「事業計画--基本方針と大綱」ならびに年度単位の事業計画は、「学部長・研究科委員長・学内理事懇談会」（教員部門）、「部長幹事会」（職員部門）を通じて、慶應義塾全教職員に共有されるとともに、予算編成を通じて学内の資源配分にも適正に反映されている。

#### 【内部質保証を掌る組織の整備】

重要事項は、原則として毎週2回開催している常任理事会において決裁される。慶應義塾規約に基づき、塾長は常任理事に学内業務を分掌させており、各常任理事はその分掌する常務について慶應義塾を代表している。常任理事会は、「常任理事会細則」により、その権限等が定められている。常任理事会では、塾長および常任理事が、慶應義塾規約に定める塾長の職務権限に基づく一切の学内業務について審議し、かつ常務について議決している。常任理事会議事録は、出席者の押印の上、永久保存される。

慶應義塾大学学部学則7章に基づく大学評議会は、大学全般の学事案件（学則改正、大学関係諸規程の設定・改廃、教員の任用・昇任・訪問学者に対する職位付与、名誉教授・名誉博士称号付与・学事日程等）を審議、承認する学事の最高決定機関である。大学評議会は、学長（塾長）、常任理事（学事担当常任理事を必ず含む）、すべての学部長・研究科委員長、その他に主要部門長・各学部教授代表2名をもって構成され、2月と8月を除き、原則毎月開催されている。

大学院学則145条に基づく大学院委員会は、大学院全般の学事案件を審議し、承認する大学院の意思決定を行う会議体である。学長（塾長）、学事担当常任理事、すべての研究科委員長をもって構成され、原則毎月開催されている。

慶應義塾大学学部学則23条に基づく大学教育委員会は、大学教育改善に向け、各学部間の連絡調整を図りながら協議する場となっている。その下に置かれた慶應義塾大学FD委員会では、学部および大学院の教育効果の不断の向上と教育・研究環境の整備を図るため、ファカルティ・ディベロップメント（FD）に関する方策を策定・推進している。

大学評議会で審議・承認・決定された事項は、稟議として起案され、慶應義塾規約等に従って、常任理事会等で決裁され、執行される。教学上の問題について、大学評議会の決定は最大限尊重されるが、学事事項であっても法人執行部の承認を必要とする制度となっ

ており、教学と法人が乖離することを防止している。なお、意思決定に先立って、常に法人と教学の意見交換を行うことができるように、塾長・常任理事・学部長等からなる学部長・研究科委員長・学内理事懇談会を原則毎月開催し、教学と法人との密接な連携を担保している。

慶應義塾の財務監査は、監事監査（慶應義塾規約 17 条）、監査法人による監査、業務監査室による監査から構成されている。このうち業務監査室による経理監査は、平成12（2000）年10月に制定された「業務監査室規程」に基づき実施されている。業務監査室による監査は、各部署の業務が、塾長・常任理事会の政策・方針に基づき、諸規程等に則って適切に遂行されているかについて、財政支出の適正化、業務の効率化、および適切な会計処理手続の検証を主眼に、年度毎の監査計画を立案、各地区を原則として月1回各地区・キャンパスを訪れて実施されている。業務監査室は、改善施策等について現場担当者と意見交換を実施し、年度末には監査報告書をまとめ塾長に提出している。

#### 【自己点検・評価を改革・改善に繋げる仕組みの確立】

慶應義塾は、平成16（2004）年に、「慶應義塾点検・評価規程」に基づくはじめての全学的な点検・評価を実施し、『2004（平成16）年度点検・評価報告書』にまとめて刊行し、外部評価委員による意見も添え、学内外に公表した。平成17（2005）年度大学相互評価結果ならびに認証評価結果を受け、平成20（2008）年には、点検・評価委員会、そしてこの委員会の下に置かれた点検・評価専門委員会において、平成17（2005）年大学基準協会による認証評価時に付された助言を中心に、改善状況の検証を行い、全塾的に改善すべき問題、学部レベルで取り組むべき問題等の具体的な課題の抽出を行い、組織・活動の改善に結びつけた。

平成15（2003）年に「慶應義塾点検・評価規程」を制定・施行した後、平成16（2004）年および平成20（2008）年の2度の全学的な点検・評価を経て、PDCAサイクルを機能させながら、点検・評価の結果を大学の将来の改善・改革に有機的に結びつける恒常的なシステムは確立したと考えている。

#### 【構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底】

慶應義塾では、研究活動分野をはじめとするコンプライアンスに関する各種の取り組みを行っている。主な取り組みの現状について以下に説明する。

慶應義塾は、産官学連携を通じて、その研究成果の社会還元のための基盤整備を組織的に推進することを明示し、平成17（2005）年4月に、「慶應義塾産官学連携ポリシー」を表明した。また、同年、産官学連携活動において生じる利益相反について社会への説明責任を果たすと同時に、活動に携わる教職員等の意思を尊重し、安心して産官学連携活動に取り組み環境を整備するために、「慶應義塾利益相反マネジメント・ポリシー」および「慶應義塾利益相反マネジメント内規」をあわせて制定した。

平成19（2007）年には、学術研究を遂行する際に、その資金の使用および管理を適正に行うことを目的とする「特定研究資金の支出に関する規則」を制定し、平成20（2008）年には、受託研究等を受入れる際の取扱いについて定めた「慶應義塾大学受託研究等受入れ

規程」を制定した。さらには、納品検収センターを設置する等、文部科学省をはじめとした公的ガイドライン等にも準拠した管理体制の充実を図り、透明で健全な研究費使用を促す体制を整備した。

そのほか、「研究費の不正使用事例集」の配布や、講習会の実施、知的財産関連ポリシー・規程の制定、「慶應義塾研究倫理要綱」を策定し、研究組織としての行動規範を明らかにする等、コンプライアンスに充分配慮した誠実かつ公正で透明性の高い産官学連携を遂行している。

平成17（2005）年4月からの個人情報保護法の全面施行にともない、慶應義塾では、個人情報に適切に取り扱い、個人情報取扱事業者としての責任を全うし、義塾の個人情報保護の姿勢を塾内外に明らかにするために、「慶應義塾個人情報保護基本方針」および「慶應義塾個人情報保護規程」を制定した。そのほか、個人情報保護管理室を設置し、医療に関わる個人情報、学術研究の用に供する個人情報には個別に「慶應義塾医療個人情報保護規程」、「慶應義塾の学術研究の用に供する個人情報保護規程」をそれぞれ制定している。

平成22（2010）年には、慶應義塾における公正かつ健全な研究活動のために、教職員等からの研究活動における不正行為に関する申し立ての仕組みを整備し、研究活動に関する不正行為の早期発見と義塾の自主的な規律による積極的な是正を図るために、「慶應義塾研究活動に関する申し立て窓口運用ならびに調査手続き等ガイドライン」、「公的研究費の不正使用に関する調査ガイドライン」、「研究活動における不正行為に関する調査ガイドライン」をそれぞれ制定し、研究活動において求められるコンプライアンス体制の一層の強化・充実を図った。

慶應義塾は、平成10（1998）年より、「ハラスメント防止委員会」を設け、全キャンパスに相談員を配置し、ハラスメント事故の相談・調査・調停にあたっている。相談員の守秘義務も徹底して守られ、各学部および学生総合センター学生相談室と連携した教職員、学生の相談窓口として有効に機能している。

### （3） 内部質保障システムを適切に機能させているか

#### 【組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実】

慶應義塾の点検・評価は、前述の通り、全学的な点検・評価委員会の下に点検・評価専門委員会が組織され、実際の作業にあたっている。点検・評価の対象は、大学のみにとどまらず、一貫教育校や法人部門をも含む慶應義塾の教育・研究・医療・管理運営等に係る慶應義塾全体とし、点検・評価委員会は、塾長に対して点検・評価の結果を報告し、塾長は、点検・評価委員会からの報告に基づき、改善が必要な事項について当該機関の長にその改善の実施を求め、実現を図らなければならない。

点検・評価は、4年に1回行うものと定められ、慶應義塾の「事業計画--基本方針と大綱」ならびに年度単位の事業計画は、「学部長・研究科委員長・学内理事懇談会」（教員部門）、「部長幹事会」（職員部門）を通じて、慶應義塾全教職員に共有され予算編成を通じて学内の資源配分に適正に反映されている。慶應義塾全体として、大綱ならびに事業計画の実現に向けた整合性ある運営の仕組みが制度的に構築されており、大学運営の健全化と経営の安定化を図っている。

教学組織と法人執行部との連携は、制度的、人的に密接に行われている。学内理事は法人全体の観点から、連携協力関係・機能分担・権限委譲を行い、法人組織が掲げる長期的・構造的な改善の実現に向け、バランスのとれたガバナンス体制を維持していると考えている。

事務部門は、「事業計画--基本方針と大綱」に基づき、塾監局長の下で、毎年度、各部署・部門の目標設定を行う。各管理職は、マネジメントクラス目標管理制度により、自らが所属する部署・部門の目標に鑑み、期首に当該年度の「業績目標」、「業務目標」をそれぞれ設定し、設定した目標の実現に向け業務を遂行、業務結果については期末に評価され、次年度の目標に反映される。このように、PDCA サイクルに基づき、組織レベル・個人レベルで事業計画とそれぞれの目標を整合させる仕組みが制度的に確立されている。

#### 【教育研究活動のデータベース化の推進】

慶應義塾は、教員・研究者のプロフィールや研究業績について、以下のようなさまざまなデータベースで情報公開している。

##### 研究者情報データベース

慶應義塾研究者情報データベース（Keio Researchers Information System〔K-RIS〕）は、研究者のプロフィール、著書論文等の発表状況、社会活動状況などをウェブサイトで公開している。

##### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ（KOARA）

KOARA（Keio Associated Repository of Academic resources）は、慶應義塾大学の知の発信と保存を目的として、慶應義塾大学内で生産・保有する学術的資産を電子的な形態で収集・蓄積、国内外の誰もがアクセスし利用できるようにウェブサイトで公開している。

##### 研究プロジェクト紹介（SFC版）

SFC（湘南藤沢キャンパス）において行われている研究プロジェクトをデータベースから検索することができる。

##### 研究活動による受賞

慶應義塾教職員の研究活動による受賞の記録をウェブサイトで紹介している。

なお、慶應義塾では、平成15（2003）年度以降、K-RISから独立行政法人科学技術振興機構が開発・運営している日本の研究活動に関するデータベースReaD（研究開発支援総合ディレクトリ）へのデータ提供を行っている（ただし、データの内容については各研究者の任意としている）。

#### 【学外者の意見の反映】

慶應義塾点検・評価規程11条では、点検・評価委員会に「外部評価委員会」を置き、点検・評価委員会は点検・評価の結果を付して、この外部評価委員会に評価作業を付託することが規定されている。当該規程に基づいてはじめて実施された平成16（2004）年度の点検・評価では、教育・アカデミズム・ジャーナリズム・外資系企業・産業界等の第一線で

活躍している5名の学外有識者をもって外部評価委員会が構成された。平成16（2004）年12月に、慶應義塾外部評価委員会が開催され、『2004年度点検・評価報告書』を基礎に、各委員から評価・意見が表明された。この委員会の記録は、ウェブサイト上で公開されている。

平成20（2008）年度の点検・評価は、前述のように、平成17（2005）年大学基準協会による認証評価時に付された助言を中心に、点検・評価ならびに評価結果に基づく改善状況の検証を行い、『提言に対する改善報告書』および『慶應義塾大学看護医療学部 完成報告書』にそれぞれとりまとめ、刊行することとしたため、外部評価委員会は開催していない。今回の点検・評価については、慶應義塾点検評価規程に則り、外部評価委員会を設置・開催する予定である。

#### 【文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項への対応】

慶應義塾は、大学基準協会による、平成17（2005）年度・大学相互評価ならびに認証評価受審の結果、大学基準に適合していると認定された。平成17（2005）年の大学基準協会による認証評価時に付された助言の主な基準項目は、教育内容・方法（教育方法等、教育研究交流、通信教育課程）から、学生の受け入れ、研究環境、事務組織、施設・設備、図書・電子媒体等まで、多岐にわたった。

この結果を受け、平成20（2008）年度の点検・評価において、点検・評価ならびに評価結果に基づく改善状況の検証を行い、『提言に対する改善報告書』および『慶應義塾大学看護医療学部 完成報告書』にそれぞれとりまとめて刊行し、これを学内外に公表した（あわせて、大学基準協会に両報告書を提出した）。

学部・研究科の新設に伴う設置認可、届出時に文部科学省から付される留意事項に対しては、これまで慶應義塾は誠実に対応してきており、対応状況の報告は、学年進行に合わせた「履行状況報告書」等により行ってきた。

## 2. 点検・評価

### 効果が上がっている事項

「事業計画--基本方針と大綱」に示された中長期の目標と年度単位の事業計画が関係づけて明示され、また、予算編成を通じて学内の資源配分が事業計画を適正に反映するようになったことで、目標に対して整合性のある大学運営が可能となる前提条件が整った。一方、事業計画に基づく実際の施策の成果は、点検・評価を通じて、分析・検証・評価され、全塾的に改善すべき問題、学部レベルで取組むべき問題等、具体的に課題の抽出が行われ、次期の目標にフィードバックされている。

PDCA サイクルを機能させながら、点検・評価を大学の将来の改善・改革に有機的に結びつける恒常的なシステムは確立されており、慶應義塾全体として内部質保証システムは機能していると考えられる。

### 改善すべき事項

近年のグローバルな競争環境のなかで、教育・研究の質を高める必要性は一層増大している。慶應義塾をめぐる状況が大きく変化する中で、今後未長く、教育・研究・医療等の分野で、社会に対して世界トップレベルの成果を発信し続けていくためには、時代環境を踏まえ、必要なガバナンス改革に取り組まなければならないと認識している。とりわけ、財政問題が教学部門を圧迫するという現象が生じないようにするため、学校法人のガバナンスは、法人部門における経営上の意思決定を公正な見地から監視・監督するための仕組みを内側に組み込むものでなければならない。そこで、情報の公開と自由な議論による意思決定をガバナンスの基本方針とし、必要な改革を実行していきたいと考えている。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### 効果が上がっている事項

PDCA サイクルに基づく内部質保証システムは、1) 公正かつ透明な意思決定プロセスとそれを支える自由な議論、2) 目標の実現に向けた整合性あるガバナンス体制、3) 点検・評価を大学の将来の改善・改革に有機的に結びつける恒常的なシステムとあいまって、慶應義塾の中長期的な資源配分の最適化に資するものとなっている。

#### 改善すべき事項

グローバルな競争時代にあって、世界トップレベルの大学に伍しそれを凌駕する水準にまで向上させるためには、経営上の意思決定を公正な見地から監視・監督するための仕組みを不断に検討し、慶應義塾の組織の全体を見直すことが必要である。

慶應義塾は、教育・研究機関としての社会的責任という見地から、その質と水準の維持と向上のため、グッド・ガバナンスの指標を、以下の通り5項目にまとめガバナンスのあり方を常に見直し、必要な改革を行ってきた。今後も、種々のガバナンス改革を通じてこれらの指標に基づくガバナンス体制の改善・実質化をさらに進めたいと考えている。

- (1) 組織としての意思決定の正統性・正当性
- (2) 意思形成の迅速性・効率性、意思実現・貫徹の迅速性・効率性
- (3) 意思決定の統一性・安定性・予測可能性
- (4) 意思決定プロセスの透明性、情報の公開性、社会に対するアカウンタビリティ
- (5) 組織としての決定に反対する者の異議・不服申し立ての可能性の制度的保障

### 4. 根拠資料

- 10-R-002 慶應義塾ウェブサイト：慶應義塾の情報公開（既出：05-R-010）
- 10-R-003 個人情報保護基本方針ウェブサイト
- 10-R-004 慶應義塾個人情報保護規程（既出：11-1-1）
- 10-R-005 慶應義塾医療個人情報保護規程（既出：11-1-1）
- 10-R-006 慶應義塾の学術研究の用に供する個人情報保護規程（既出：11-1-1）
- 10-R-007 常任理事会細則（既出：11-1-1）
- 10-R-008 業務監査室規程（既出：11-1-1）
- 10-R-009 特定研究資金の支出に関する規則（既出：11-1-1）

- 10-R-010 慶應義塾大学受託研究等受入れ規程（既出：11-1-1）
- 10-R-011 慶應義塾産官学連携ポリシー（既出：07-2-1）
- 10-R-012 慶應義塾利益相反マネジメント・ポリシー（既出：07-2-1）
- 10-R-013 慶應義塾利益相反マネジメント内規（既出：07-2-1）
- 10-R-014 慶應義塾研究倫理要綱（既出：07-2-1）
- 10-R-015 慶應義塾における研究費不正，研究不正に関する申し立てウェブサイト
- 10-R-016 慶應義塾研究活動に関する申し立て窓口運用ならびに調査手続き等ガイドライン（既出：07-2-1）
- 10-R-017 公的研究費の不正使用に関する調査ガイドライン（既出：07-2-1）
- 10-R-018 研究活動における不正行為に関する調査ガイドライン（既出：07-2-1）
- 10-R-019 慶應義塾研究者情報データベースK-RISウェブサイト（既出：03-1-1-00）
- 10-R-020 慶應義塾大学学術情報リポジトリ（KOARA）ウェブサイト
- 10-R-021 SFC 研究所ウェブサイト（既出：08-R-032）
- 10-R-022 慶應義塾ウェブサイト：研究活動による受賞
- 10-R-023 慶應義塾外部評価委員会 記録